洪水時の避難確保計画(ひな形)

○○○○○（施設名）

令和○○年○○月

 １．計画の目的・報告

* この計画は、水防法第15条の３第１項に基づくものであり、施設における洪水時等の被害から利用者及び従業員等の生命、身体及び財産を保護するため、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。
* 計画を作成及び必要に応じて見直し、修正したときは、水防法第15条の３第２項に基づき、遅滞なく、当該計画を富良野市長へ報告する。

２．計画の適用範囲

* この計画は、施設の勤務者又は施設を利用する全ての者に適用するものとする。

【施設の状況】

|  |
| --- |
| 人数 |
| 昼間・夜間 | 休日 |
| 利用者 | 施設従業員 | 利用者 | 施設従業員 |
| 昼間○名 | 昼間○名 | 休日○名 | 休日○名 |
| 夜間○名 | 夜間○名 |

３．防災体制

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 体制確立の判断時期 | 活動内容 | 対応要員(注) |
| 注意体制 | 以下のいずれかに該当する場合・洪水注意情報発表（警戒レベル2）・○○川氾濫注意情報発表 | 洪水予報等の情報収集 | 総括・情報班 |
| 警戒体制 | 以下のいずれかに該当する場合・洪水警報発表・○○川氾濫警戒情報発表・避難準備・高齢者等避難開始の発令（警戒レベル3） | 洪水予報等の情報収集 | 総括・情報班 |
| 使用する資器材の準備 | 避難誘導班 |
| (入院者)家族等への事前連絡 | 総括・情報班 |
| 外来診療中止の掲示 | 総括・情報班 |
| 周辺住民への事前協力依頼 | 総括・情報班 |
| 利用者に発表情報等伝達 | 総括・情報班 |
| 要配慮者への避難誘導 | 避難誘導班 |
| 非常体制 | 以下のいずれかに該当する場合・避難勧告又は避難指示（緊急）の発令（警戒レベル4）・○○川氾濫危険情報発表 | 施設内全体の避難誘導 | 避難誘導班 |

* 上記のほか、施設の管理権限者（又は自衛水防組織の統括管理者）の指揮命令に従うものとする。
* 中小河川については市から提供される情報を参考にする。

 (注) 自衛水防組織を設置した場合には、それぞれ対応する自衛水防組織の班編成及び要員の配置を記述する。

・空知川（布部水位観測所）

・富良野川（富良野水位観測所）

・ベベルイ川(東4線橋水位観測所)

・ヌッカクシ富良野川（ヌッカクシ5号橋下流水位観測所）

・西達布川（白萩橋上流水位観測所）

※その他の河川は記載不要

# ４．情報収集及び伝達

* 1. 情報収集
* 収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 収集する情報 | 収集方法 |
| 気象情報 | 気象庁ホームページ、北海道防災メール、テレビ、ラジオなど |
| 洪水予報、水位到達情報 | 国土交通省ホームページ「川の防災情報」、富良野市ホームページなど |
| 避難情報（避難勧告等） | テレビ、ラジオ（FMラジオふらの）、富良野市ホームページ、安全・安心（市登録制）メールなど |

* 停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。
* 提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況、斜面に危険な前兆が無いか等、施設内から確認を行う。
1. 情報伝達
* 別紙「施設内緊急連絡網」に基づき、また館内放送や掲示板を用いて、体制の確立状況、気象情報、洪水予報等の情報を施設内関係者間で共有する。
* 利用者を避難させる可能性がある場合には、別紙「家族緊急連絡網」に基づき、家族等に対し、「○○避難場所へ避難する」旨を連絡する。
* 利用者を避難させる場合には、市○○課に「（例）これより○○避難場所に避難する。」などを連絡する。
* 利用者を避難させる場合には、別紙「家族等緊急連絡網」に基づき、家族等に対し、「（例）○○避難所へ避難する。利用者引き渡しは避難場所において行う。利用者引き渡し開始については、追って別途連絡する。」など必要な連絡をする。
* 避難の完了後、市○○課に避難が完了した旨を連絡する。
* 避難の完了後、別紙「家族等緊急連絡網」に基づき、家族等に対し、「（例）避難が完了。これより状況等を判断して利用者引き渡しを行う。」など必要な連絡をする。

・学校は市教育委員会学校教育課

・保育所・幼稚園・障害児施設等は市教育委員会こども未来課

・医療施設は市保健医療課

・障害者施設は市福祉課

・高齢者施設・介護保険施設は市高齢者福祉課

# ５．避難誘導

・市から指示のあった避難場所とする。

・開設した最寄りの避難場所とする。

・本校体育館とする。

・本施設〇階○○とする。など

* 1. 避難場所
* 避難場所は○○とする。
* 周辺の浸水の状況等により、上記避難場所へ避難する方が危険と判断される場合、または利用者の健康状態等により、避難が困難な場合には、一時避難場所として本施設等の２階以上へ避難し、屋内安全確保を図るものとする。
	1. 避難経路
* 避難場所までの避難経路については、「富良野市防災ガイドマップ」等を参考に安全な避難経路を設定する。

事前に避難場所を設定している場合は、

“別紙「避難経路図」のとおりとする。”等記載。

* 1. 避難誘導方法
* 避難場所に誘導するときは、避難場所までの順路、道路状況について説明する。
* 避難する際は、災害状況に合わせた避難方法とする。（徒歩等）
* 避難誘導にあたっては拡声器、メガホン等を活用し、先頭と最後尾に誘導員などを配置する。
* 避難誘導員は、避難者が誘導員と識別しやすく、また安全確保のための誘導用ライフジャケットを着用し、必要に応じて蛍光塗料を現地に塗布するなどして、避難ルートや側溝等の危険箇所を指示する。
* 避難する際には、ブレーカーの遮断、ガスの元栓の閉鎖等を行う。
* 施設からの退出が概ね完了した時点において、未避難者の有無について確認する。

６．避難の確保を図るための施設の整備

* 情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する施設及び資器材については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。
* これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材等一覧※

|  |  |
| --- | --- |
| 活動の区分 | 使用する設備又は資器材 |
| 情報収集・伝達 | テレビ、ラジオ、タブレット、ファックス、携帯電話、懐中電灯、電池、携帯電話用バッテリー　等 |
| 避難誘導 | 名簿（従業員、利用者（利用者））、案内旗、タブレット、携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、電池式照明器具、電池、携帯電話バッテリー、ライフジャケット、蛍光塗料、施設内の一時避難のための水・食料・寝具・防寒着カルテのバックアップデータ（紹介状、処方箋作成用※閲覧できる情報端末・電源含む） |

※ 自衛水防組織を設置する場合には、自衛水防組織の装備品リストを記載する。

７．防災教育及び訓練の実施

* 毎年（　）月に新規採用の従業員を対象に研修を実施する。
* 毎年（　）月に全従業員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

８．自営水防組織の業務に関する事項（自衛水防組織を設置する場合に限る）

* 別紙「自衛水防組織活動要領」に基づき自衛水防組織を設置する。
* 自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。

・毎年（　）月に新たに自衛水防組織の構成員となった従業員を対象として研修を実施する。

・毎年（　）月に行う全従業員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

■防災体制一覧表

《記入例（既存のものがあればそれを活用）》

富良野市への提出は不要

管理権限者　○○○○

統括管理者の代行者

○○○○

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 総括・情報班 | 役職及び氏名 | 任　務 |
| 班長　○○○○班員○名　○○○○・・・ | * 自衛消防活動の指揮統制、状況の把握、情報内容の記録
* 館内放送等による避難の呼び掛け
* 洪水予報等の情報の収集
* 関係者及び関係機関との連絡
 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 避難誘導班 | 役職及び氏名 | 任　務 |
| 班長　○○○○班員○名　○○○○・・・ | * 避難誘導の実施
* 未避難者、要救助者の確認
* 使用する資器材の準備
 |

■施設内緊急連絡網（家族等緊急連絡網）

《作成例（既存のものがあればそれを活用）》

富良野市への提出は不要

|  |
| --- |
| 氏名 |
| 連絡先（電話番号） |

↓

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 氏名 | 氏名 | 氏名 | 氏名 |
| 連絡先（電話番号） | 連絡先（電話番号） | 連絡先（電話番号） | 連絡先（電話番号） |

↓　　　　　　　　　　　↓　　　　　　　　　　　↓　　　　　　　　　　↓

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 氏名 | 氏名 | 氏名 | 氏名 |
| 連絡先（電話番号） | 連絡先（電話番号） | 連絡先（電話番号） | 連絡先（電話番号） |

↓　　　　　　　　　　　↓　　　　　　　　　　　↓　　　　　　　　　　↓

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 氏名 | 氏名 | 氏名 | 氏名 |
| 連絡先（電話番号） | 連絡先（電話番号） | 連絡先（電話番号） | 連絡先（電話番号） |

↓　　　　　　　　　　　↓　　　　　　　　　　　↓　　　　　　　　　　↓

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 氏名 | 氏名 | 氏名 | 氏名 |
| 連絡先（電話番号） | 連絡先（電話番号） | 連絡先（電話番号） | 連絡先（電話番号） |

↓　　　　　　　　　　　↓　　　　　　　　　　　↓　　　　　　　　　　↓

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 氏名 | 氏名 | 氏名 | 氏名 |
| 連絡先（電話番号） | 連絡先（電話番号） | 連絡先（電話番号） | 連絡先（電話番号） |

■外部機関等への緊急連絡先一覧表

《記入例（既存のものがあればそれを活用）》

富良野市への提出は不要

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 連絡先 | 担当部署 | 担当者氏名 | 電話番号 | 連絡可能時間 | 備考 |
| 富良野市 | ○○課 | ○○課長 | 39-2211(39-2200) | 平日8時30分～17時15分 |  |
| 富良野市 | 総務課（防災担当課） | 総務課長 | 39-2300 | 24時間 |  |
| 富良野消防署 | 代表 |  | 23-5119 | 24時間 |  |
| 協会病院 | 代表 |  | 23-2181 | 24時間 |  |

別添１　自衛水防組織活動要領(案)

自営水防組織を設置する場合のみ作成

（自衛水防組織の編成）

第１条　管理権原者は、洪水時において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。

２　自衛水防組織には、統括管理者を置く。

（１）統括管理者は、管理権原者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。

（２）統括管理者は、洪水時における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

３　管理権原者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

４　自衛水防組織に、班を置く。

(１)　班は、総括・情報班及び避難誘導班とし、各班に班長を置く。

(２)　各班の任務は、別表１に掲げる任務とする。

(３) 防災センター（最低限、通信設備を有するものとする）を自衛水防組織の活動拠点とし、防災センター勤務員及び各班の班長を自衛水防組織の中核として配置する

（自衛水防組織の運用）

第４条　管理権原者は、従業員の勤務体制（シフト）も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び従業員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

２　管理権原者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や従業員等の非常参集計画を定めるものとする。

（自衛水防組織の装備）

第５条　管理権原者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

(１)　自衛水防組織の装備品は、別表２「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。

(２)　自衛水防組織の装備品については、統括管理者が防災センターに保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

（自衛水防組織の活動）

第６条　自衛水防組織の各班は、避難確保計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動を行うものとする。

別表1　「自衛水防組織の編成と任務」

自営水防組織を設置する場合のみ作成

統括管理者　○○○○

統括管理者の代行者

○○○○

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 総括・情報班 | 役職及び氏名 | 任　務 |
| 班長　○○○○班員○名　○○○○・・・ | * 自衛消防活動の指揮統制、状況の把握、情報内容の記録
* 館内放送による避難の呼び掛け
* 洪水予報等の情報の収集
* 関係者及び関係機関との連絡
 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 避難誘導班 | 役職及び氏名 | 任　務 |
| 班長　○○○○班員○名　○○○○・・・ | * 避難誘導の実施
* 未避難者、要救助者の確認
 |

別表２　「自衛水防組織装備品リスト」

|  |  |
| --- | --- |
| 任務 | 装備品 |
| 総括・情報班 | 名簿（従業員、利用者）情報収集及び伝達機器（ラジオ、タブレット、トランシーバー、携帯電話等）照明器具（懐中電灯、投光機等） |
| 避難誘導班 | 名簿（従業員、利用者）誘導の標識（案内旗等）情報収集及び伝達機器（タブレット、トランシーバー、携帯電話等）懐中電灯携帯用拡声器誘導用ライフジャケット蛍光塗料施設内の一時避難のための水・食料・寝具・防寒着カルテのバックアップデータ（紹介状、処方箋作成用※閲覧できる情報端末・電源含む） |